

平成25年度社会復帰促進等事業における新規事業

1 原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導
(職業病予防対策の推進 の 一部新規)

2 治療と職業生活の両立等の支援対策事業
(新規)

※平成24年度以前の治療と職業生活の両立等の支援手法の開発事業を引き継ぐ

3 第三次産業労働災害防止対策支援事業
(新規)

4 製造業に対する特別労働災害防止対策
(新規)

5 第三次産業における労働災害減少のための設備機器の開発事業
(新規)

6 職場における雇用均等対策の推進
(新規)

事業名	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導	平成25年度概算要求額	156,777(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	①本省 ②民間業者等		
事業概要	①新たな放射線防護措置等を検討するため、専門家の検討会を設置する。 ②避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。		
事業の必要性	①復旧・復興の進展に伴い、廃棄物処分施設の建設等、新たな放射線防護措置が必要な業務が今後も増えていくことが見込まれるため、専門家の検討会を設置して関係法令や行政指針の見直しを迅速に行う必要がある。 ②原発事故からの復旧・復興のためには、除染の促進に加え、復旧作業の促進、産業の復興が不可欠である。復旧作業の促進、産業の復興については、原子力災害対策本部は、避難区域を3区分にした上で、そのうち避難指示解除準備区域については、製造業、商業などの屋内型産業の事業再開を認める方針であり、併せて営農、営林、運輸業といった屋外型産業も再開されることになる。これらの業種は従来、放射線防護を想定していなかったものが多く、しかも中小・零細企業がほとんどを占めるため、事業場規模からも、放射線管理等の防護措置の実施が困難であると懸念されており、放射線被ばくに対する不安が、事業再開への隘路となっている状況である。 避難区域の円滑な復旧・復興を促進するためにも、中小・零細企業が会員となっている団体等に対して、適切な線量管理を指導するための対策を実施し、同団体等による自主的な放射線防護対策の取組を促進する必要がある。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	本事業は、労働者の放射線障害を防止するため、新たな放射線防護措置に対する対策を検討するとともに、中小零細事業者に対して適切な放射線管理を実施させるための事業である。労働者の健康の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適用事業であるため、社会復帰等促進事業で実施することが必要である。 ※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業		
平成25年度重点施策との関係	5 震災復興のための雇用・労働対策 ④原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導		
期待される施策効果	①専門家検討会の報告書を踏まえ、関係法令や行政指針の見直しを迅速に行い、廃棄物の処分施設等で働く労働者の放射線障害を防止をする。 ②中小零細事業者が適切に放射線管理を行うことで、労働者の放射線障害を防止する。		
その他特記事項	—		

新たな避難指示区域での復旧・復興作業の放射線障害防止対策

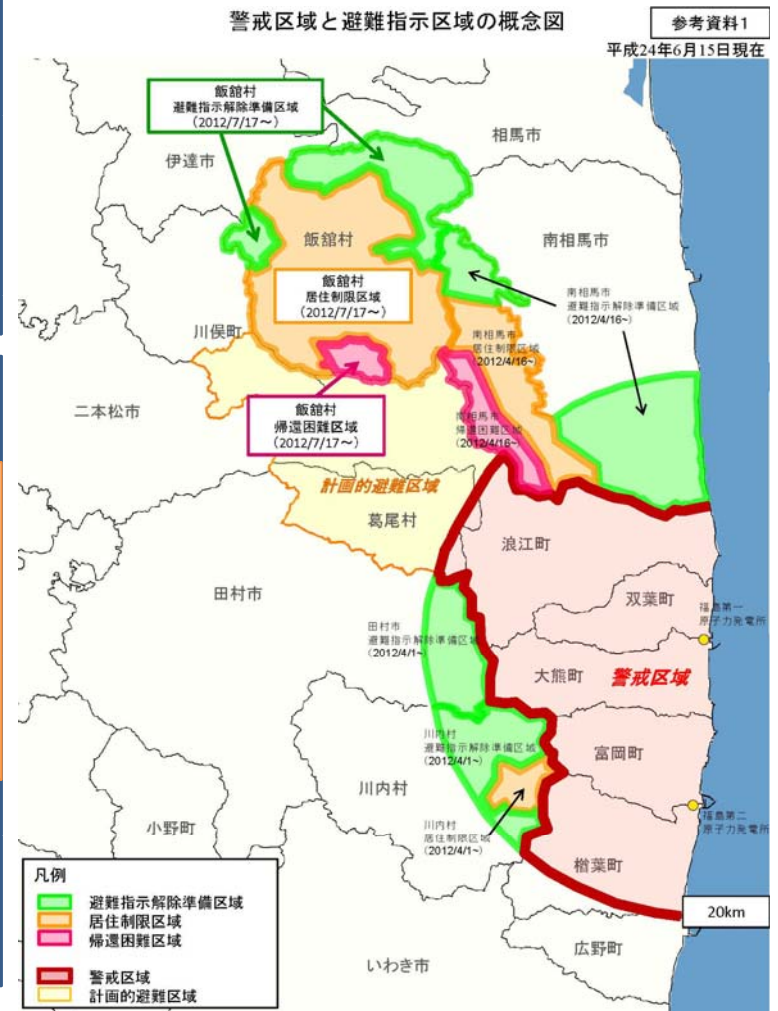
原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域（警戒区域と計画的避難区域）を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた。

「避難指示解除準備区域」は、①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。

除染電離則を改正し、適用を拡大（H24年7月1日施行）

- 土壤の除染等業務、廃棄物収集等業務（改正前）
 - 除染特別地域（避難指示区域）、汚染重点調査地域（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ 超の地域）
- 特定汚染土壤等取扱業務（ 1万Bq/kg 超の土壤等取扱）
 - インフラ復旧、営農・営林（主に $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超の地域。避難区域外も含まれる）
- 特定線量下業務（空間線量率 $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超での業務）
 - 測量等、運輸業、屋内産業（製造業、病院・福祉施設、商業。居住制限区域で再開した場合は該当の可能性が高い。）

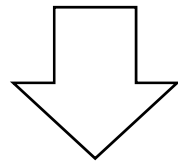
空間線量 ($\mu\text{Sv/h}$)	■ 特定線量下業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 被ばく線量管理 ● 被ばく低減措置 ● 特別教育 ● 健康管理 	■ 特定汚染土壤等取扱業務 <ul style="list-style-type: none"> ● 線量管理 ● 被ばく低減措置 ● 健康管理 	共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 被ばく低減措置 ● 汚染拡大、内部被ばく防止措置 ● 特別教育
	2.5 $\mu\text{Sv/h}$ 週40時間 52週換算で 年間5mSv	● 線量管理等不要 <p>※農業従事者等自営業者、個人事業者は、線量管理等の実施が困難なため、この範囲内とすることが望ましい。</p> <p>※製造業、商業、営農等を行う事業者は、あらかじめ除染作業を実施し、原則として線量管理を行う必要がない空間線量率（$2.5\mu\text{Sv/h}$以下）で作業に就かせる。</p>	
0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 24h換算で 年間1mSv	1万Bq/kg(放射性物質の下限値)		汚染土壤の放射性物質濃度(Bq/kg)



原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導

背景

除染電離則が適用される業種は、これまで
①放射線防護の経験がなく、かつ、
②中小・零細企業がほとんどを占め、
適切な放射線管理等の防護措置の実施が困難。



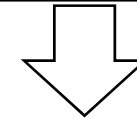
放射線被ばくに対する不安が事業再開への隘路

・避難区域の円滑な復旧・復興を促進するため、
中小・零細企業が会員となっている団体等に対して線量測定、記録、汚染検査等の放射線管理に関する支援策の実施が必要

事業内容

国(委託先)

線量管理指導員



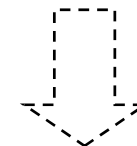
指導員の派遣等

中小・零細事業者が会員となっている団体等

指導員による放射線管理担当者の育成等

- ・空間線量率、土壌等の放射能濃度測定
- ・被ばく線量の測定・記録管理（指定保存機関への引き渡し方法を含む）
- ・汚染検査の方法
- ・教育用資材（放射線測定器）貸与

例：商工会議所、事業協同組合、農業協同組合



団体等による取組
(自主事業)

中小・零細事業者

事業名	治療と職業生活の両立等の支援対策事業(新規)	平成25年度 概算要求額	12,713(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間業者等		
事業概要	本事業は、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等(例:脳血管疾患)の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例を収集し、就労支援のあり方に関する検討を行うとともに、就労継続支援の手引きを作成し、関係者に周知するものである。		
事業の必要性	<p>15歳以上人口の約56%が労働者であり、労働者の健康管理の促進は、国民全体の健康で活力ある社会の実現のために不可欠である。また、我が国の労働力人口は、今後急速な減少が見込まれており、活力ある社会の維持のためにも、労働者が長期にわたり健康に働ける体制の整備は重要である。</p> <p>単一の有害な職業性因子による職業特有の職業病は減少する一方で、職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、長期にわたる業務条件や作業環境を要因として、発症したり、増悪する作業関連疾患を予防するための労働者の健康管理が大きな課題となっている。</p> <p>また、治療継続の必要な疾病を患いながら職場復帰する労働者が増えているが、そのような労働者に対する事業場における適切な健康管理は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるための重要な対策である。</p> <p>さらに、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の整備が必要である。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続を行うための事例収集及び就労継続支援の手引きの作成を行うこととしており、本事業は労働者の健康の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰等促進事業で実施することが必要である。</p> <p>※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業</p>		
平成25年度重点施策との関係	<p>1若者・女性・高齢者・障害者の就労促進による「全員参加型社会」の実現 (5)治療と職業生活の両立支援の推進 ①疾病を抱える労働者に対する就労継続支援</p>		
期待される施策効果	疾病を抱える労働者の職場復帰やその後の治療と職業生活の両立の支援の推進。		
その他特記事項	平成24年度厚生労働省提言型政策仕分けの結果を踏まえた対応。		

治療と職業生活の両立支援対策事業

1 背景

- 治療継続の必要な疾病を患いながら就労を継続したり職場復帰する労働者が増えているが、そのような労働者に対する適切な健康管理は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるための重要な対策となっている。
- また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職や継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の整備が必要となっている。
- 平成24年度厚生労働省提言型仕分けにおいても、長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の職場復帰や就労継続のための体制整備の必要性が指摘されている。

2 事業概要

- 長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例を収集し、就労支援のあり方に関する検討を行うとともに、就労継続支援の手引きを作成し、関係者に周知する。

3 主な事業内容

<平成25年度>

- 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例等の調査
 - ・ 事例収集・ヒアリング調査を実施予定
 - ・ 医療機関、事業場、労働者に対しアンケート調査を実施予定
- 労働者の就労継続支援の手引きの作成
 - ・ 事業実施委員会を開催予定

<平成26年度>

- 治療と職業生活の両立支援に関する事例集の作成

<平成27年度>

- 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の策定
- 研修会等の開催による関係者への治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の周知

事業名	第三次産業労働災害防止対策支援事業(新規)	平成25年度 概算要求額	101,135(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課物流・サービス・マネジメント班、労働衛生課物理班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間業者等		
事業概要	第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象に、最も多い事故の型である転倒災害につながる不安全行動を撲滅するため、職場内の危険箇所の「見える化」推進に係るツールの開発・作成を行うとともに、個別の事業者に対して、このツールを用いたコンサルティングを実施する。また、介護従事労働者の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。		
事業の必要性	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)における2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられており、これを達成するためには労働災害の4割以上を占める第三次産業における対策が必要不可欠である。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、第三次産業における労働災害防止対策の一環として事業者、労働者の安全に対する動機付け・意識高揚を図るとともに、介護事業における腰痛対策を推進するものである。本事業を行うことにより、第三次産業における労働者の安全の確保が図られ、労働災害防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号※に適用事業であるため、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。</p> <p>※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業</p>		
平成25年度重点施策との関係	<p>2 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現</p> <p>(3) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>①業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進</p>		
期待される施策効果	第三次産業において労働災害発生件数の特に多い業種である小売業、社会福祉施設において不安全行動を防止するための安全ツールを普及することによって、自主的安全衛生活動が促進される。また、介護事業における腰痛予防対策が推進されることにより、第三次産業における労働災害の減少が期待できる。		
その他特記事項	<p>・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。</p> <p>・日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。</p>		

第三次産業労働災害防止対策支援事業

必要性【なぜ】

- 第三次産業の労働災害が占める割合は年々増加し、平成21年以降は全産業の4割を占め、その数も4万7千人に達している。
- 特に小売業、社会福祉施設の割合が高く、近年は増加率も高い。
- しかしながら、死亡などに至る重篤な災害の割合が低く、事業者の意識が低くなりがちな傾向にあることから、災害件数は多いものの、事業者側への周知・啓発が浸透しにくい。

緊急性【いま】

- 新成長戦略「2020年までに労働災害を3割削減」を達成させるためには、労働災害の4割を占める第三次産業に対する対策の強化が必要不可欠。
- 小売業においては転倒が災害の3割超、社会福祉施設においては転倒と腰痛で約7割を占めることから、これらに対する対策を行い、災害を減少させる必要がある。

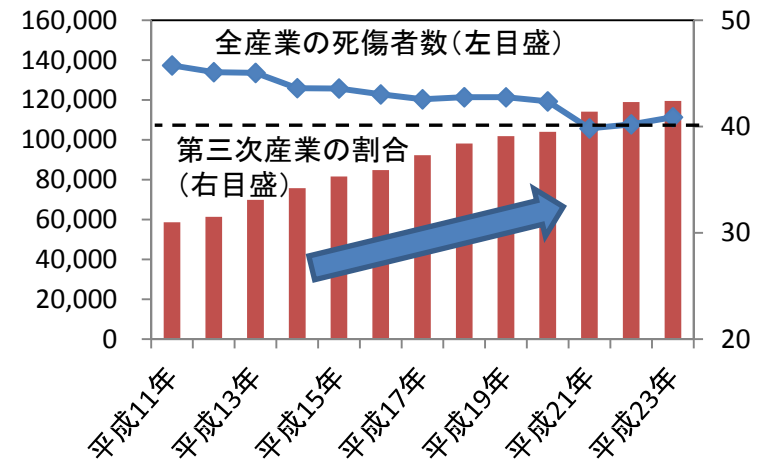
施策概要

- 職場内の危険箇所の「見える化」の推進
(コンテンツ作成委員会3回×2業種(小売業、社会福祉施設))
 - ・職場内の危険マップに盛り込むべきコンテンツの作成
 - ・災害事例の動画、指導マニュアルの作成
- 業界団体に対する講習会、事業者に対する個別コンサルティングの実施
(小売業、社会福祉施設各1000事業場)
- 介護労働者を対象とした腰痛予防講習会の実施(全国325回)

有効性【期待される効果】

- 第三次産業の死傷災害の減少

【第三次産業の労働災害の占める割合の推移】



【第三次産業の労働災害発生状況】

	第3次産業の死傷者数	うち卸売・小売業	対21年増加率 (%)	うち医療・保健業*	対21年増加率 (%)
H23	47,216	17,775	+8.5%	6,270	+20.6%
H22	45,594	16,774	+2.4%	5,592	+7.5%
H21	43,747	16,386	-	5,200	-

※医療保健業には社会福祉施設を含む

事業名	製造業に対する特別労働災害防止対策	平成25年度 概算要求額	235,982(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令：労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	中央労働災害防止協会		
事業概要	<p>近年の労働災害発生状況は33年ぶりに2年連続で増加(平成22年・23年)するという緊急事態になっている。特に、製造業は未だに障害が残るような重篤な労働災害が多発しており、労働災害防止対策を強化する必要がある。中でも、小規模零細事業場は、労働災害防止に対する取組意識が希薄な傾向にあり、また取組のノウハウも十分でない。このため、労働災害防止の豊富なノウハウを有する中央労働災害防止協会において、製造業の小規模事業場に対して、研修会や個別事業場に対するコンサルティングなどを実施し、労働災害の増加傾向に歯止めをかける予定である。当事業は、中央労働災害防止協会が実施する上記の対策に要する費用に対し補助を行うものである。</p>		
事業の必要性	<p>近年の労働災害発生状況は33年ぶりに2年連続で増加(平成22年・23年)するという緊急事態になっている。特に、製造業は未だに障害が残るような重篤な労働災害が多発しており、そうした労働災害の防止対策が適切に講じられる必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業で、事業者による自主的な安全衛生活動の促進支援を実施することにより、労働者の安全衛生の確保を通じて労働災害防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適用事業であるため、社会復帰促進等事業として実施することが必要である。</p> <p>※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業</p>		
平成25年度重点施策との関係	<p>2「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現 (3) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり ①業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進</p>		
期待される施策効果	事業者による自主的な安全衛生活動を促進することによる労働災害の減少		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。 ・日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。 ・現在、労働政策審議会安全衛生分科会で審議中の「第12次労働災害防止計画(H25年度～)」骨子案に、「安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の活動を支援する。」との記載あり。 		

製造業に対する特別労働災害防止対策

概要

- 近年の労働災害の発生状況は、33年ぶりに2年連続で増加(平成22年・23年)するという緊急事態
- 特に製造業は、障害が残るような重篤な災害が多発。機械の本質安全化を含む対策を強化する必要あり
- このうち、小規模零細事業場(労働者数が概ね100人未満)は、労働災害取組意識が希薄な傾向、取組のノウハウも十分に蓄積されていない
- 「第12次労働災害防止計画(H25～)」では、行政のみならず、労働災害防止団体、事業者団体等を含め協働して労働災害防止対策を推進予定。専門的なノウハウを有する労働災害防止団体の役割はますます重要。

労働災害防止のノウハウを有する労働災害防止団体において、コンサルティング形式による指導援助を行うことが有効

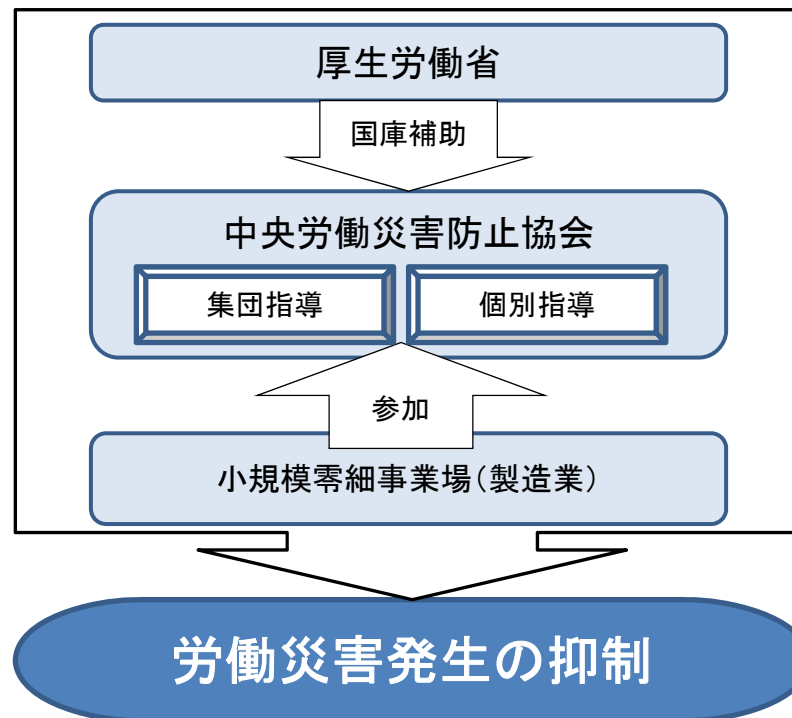
小規模製造業に対する集団指導

- ▼専門家による労働災害防止の基礎的内容を講義形式で開催
- ▼1開催あたり20事業場を参集、全国で計100回開催予定

小規模製造業に対する個別指導

- ▼専門家による労働災害防止の個別内容をコンサルティング形式で開催
- ▼各企業を訪問し、個別に指導を実施。全国で計800事業場を実施予定

実施団体： 中央労働災害防止協会
補助方式： 定額補助



事業名	第三次産業における労働災害減少のための設備機器の開発事業	平成25年度概算要求額	84,053(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課独法班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間企業、業界団体等		
事業概要	<p>検討委員会を開催し、同委員会において、第三次産業における災害の発生状況及び科学技術の進展等業界のニーズに基づいた機器開発分野を設定し、同分野に対する設備機器開発に係る提案を公募する。</p> <p>その後、提案された課題について、検討委員会において内容を審査し、採択を行い、採択課題の提案者に対して提案内容に応じて決定した額の補助を行うことにより、提案された設備機器の開発を支援する。</p> <p>さらに、設備機器が開発された後、検討委員会において開発された設備機器等の評価を行う。</p>		
事業の必要性	<p>第三次産業における労働災害は、労働災害に減少傾向が見られず、労働災害全体に占める割合が増加しており、具体的に有効な対策を講じることが喫緊の課題となっている。</p> <p>この一つの原因として、第三次産業では、転倒や切れこすれといった既存の設備機器、技術等では安全対策が取りにくい労働災害が多いという状況がある。</p> <p>今後、一層の災害の減少を図るためには、労働災害が多発している現場の状況に応じた安全のための設備機器や全く新しい安全設備等の開発が不可欠であることから、民間企業や業界団体等労働安全衛生における安全設備等の技術開発に対し積極的支援を行い、これら技術の普及により、民間レベルでの安全衛生対策の向上を図っていく必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本研究成果は、労働災害防止、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。</p> <p>※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業</p>		
平成25年度重点施策との関係	<p>2 「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」の実現</p> <p>(3) 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり</p> <p>①業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進</p>		
期待される施策効果	研究成果を活用した設備機器が普及することで、第三次産業における労働災害が減少する。		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。 ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において2020年までの目標として「労働災害3割削減」が掲げられている。 		

第3次産業労働災害減少のための設備機器の開発事業

- ・第12次労働災害防止計画
- ・各年度行政運営方針
- ・再発防止対策
- ・継続的安全衛生レベルの向上

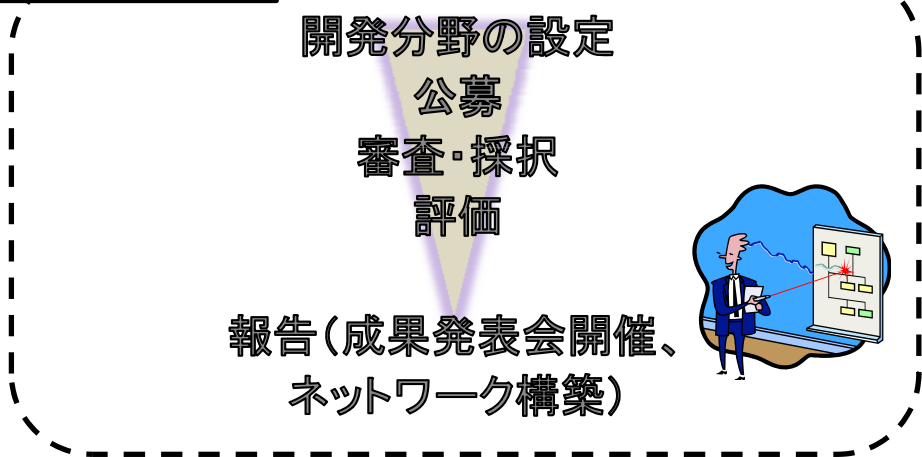
ツールとしての
設備機器
開発の必要



反映

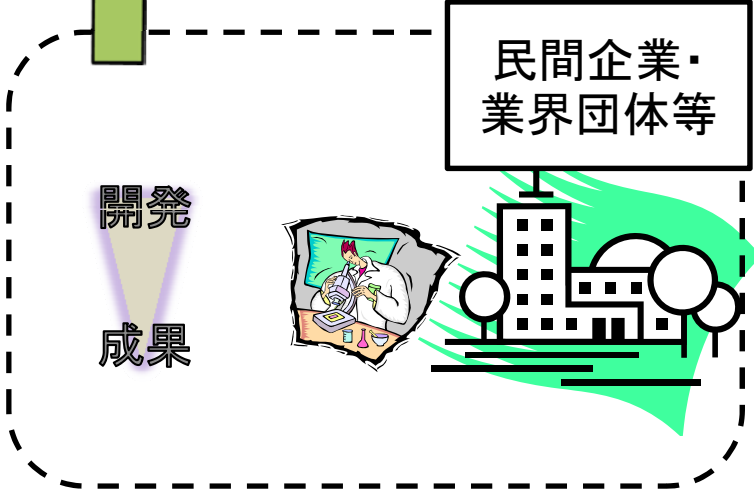
成果の活用

委託先



補助
対象募集

提案



事業名	職場における雇用均等対策の推進(新規)	平成25年度 概算要求額	29,790千円
担当係	雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課均等業務指導室指導係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	都道府県労働局		
事業概要	<p>セクシュアルハラスメント被害を受けたことにより労働者が通院のおそれのある精神状態と思われる事案が増加していることから、大規模局に雇用均等指導員(均等担当)(仮称)を配置し、セクシュアルハラスメントに関する紛争解決援助及び調停のうち、通院している、もしくは通院相当の精神状態にあると思われる事案に対する相談対応、支援、指導等を実施し、精神障害の発症及び再発防止を図る。</p>		
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるセクシュアルハラスメントは労働者の心身の健康に影響を及ぼすものである。 ・近年、都市部を中心として、セクシュアルハラスメント被害を受けたことにより、通院する、若しくは、それに相当する精神状態と思われる事案が増加し、紛争解決援助や調停につながる事案や、精神障害に至る労災事案も発生している。 ・このため、大規模局の雇用均等室の体制を強化し、通院のおそれのある精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対処するとともに、企業のセクシュアルハラスメント対策について機動的に指導・支援を行い、精神障害の発症及び再発防止を図る。 		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>セクシュアルハラスメントに係る労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号(※)に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。</p> <p>※業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払いの確保を図るために必要な事業。</p>		
平成25年度重点施策との関係	1(2)① 男女雇用機会均等対策の推進		
期待される施策効果	労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保、ひいては労災保険給付の抑制に資する。		
その他特記事項	特になし		

雇用均等指導員(均等担当)(仮称)の創設について(労災勘定)

25年度要求額:29,790千円(労災勘定)

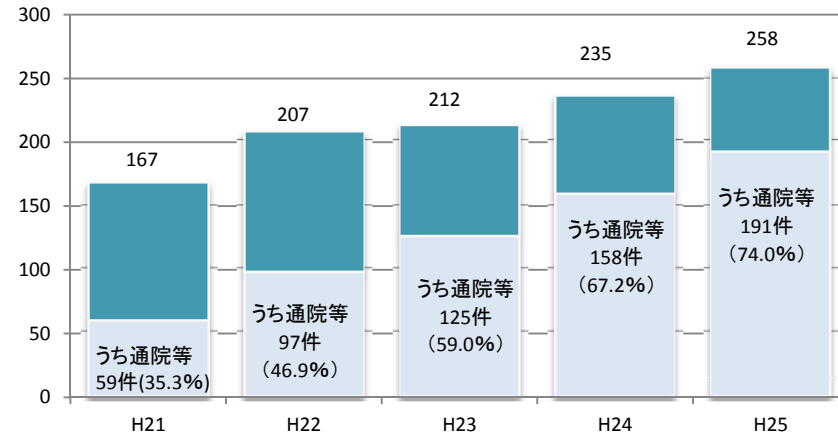
24年度予算額: 0千円(労災勘定)

セクシュアルハラスメントに係る相談の現状

- 事業所が集中する大規模10局において、セクシュアルハラスメントに関する紛争解決援助や調停が増加。
- 中でも、セクシュアルハラスメント被害を受けたが事業主の事後対応が適切に行われない等により通院のおそれのある精神状態と思われる事案が増加。
- 通院のおそれのある精神状態と思われる事案への対応には、他の事案と比べて処理期間が長い傾向、調停会議回数が多い傾向があり、その分業務量が多くなっている。

大規模局でのセクシュアルハラスメントに関する紛争解決援助及び調停の受理件数

※ H24、H25は推定値



セクシュアルハラスメントに係る相談等への対応

相談者の状態等に留意しつつ、相談内容について正確に把握し、迅速な問題の解決を図るとともに個々の事業所の雇用管理の実態に合わせた実効性あるセクシュアルハラスメント対策の策定・運用を支援するため、専門的な知識を有する雇用均等指導員(セクハラ対策担当)を活用している。

しかし、セクシュアルハラスメント被害を受けたが、事業主の事後対応が適切に行われない等により通院のおそれのある精神状態と思われる相談から紛争解決援助や調停につながる事案が増加していることから、対応が必要。



大規模局に、専門的な知識を有する者をあらたに配置し、雇用均等室の体制を強化することにより、労働者からの相談に適切に対処するとともに、企業のセクシュアルハラスメント対策について機動的に支援を行う。これにより精神障害の発症及び再発防止を図る。(月20日×10局)